

巻頭
言

医療施設等経営強化緊急支援事業

| 会長 山崎 學



令和7年4月11日、厚生労働省医政局長から都道府県知事に対して標記の「病床数適正化支援事業」の内示について事務連絡が発出された。同事業については経営状況が厳しい医療機関において入院医療を継続する支援の一環として、いわゆる病床買い上げを行うもので、令和7年2月21日付け事務連絡で、都道府県に対して、令和7年3月15日締め切りで買い上げ希望病床計画をまとめるよう依頼があり、提出された計画に対して第1次内示を行ったものである。令和6年度の補正予算規模では428億円が計上されたが、このうち第1次配分として300億円に相当する約7,000床の配分が決定した。精神病床の配分方法については、地域医療計画で整理統合した公立病院の買い上げは除外し、精神科救急参画病院、相続を除いて直近10年で理事長交代がない等の意見を医政局に申し入れをしたが、以下の条件が決められた。

- ① 一般会計から繰入等がない
- ② 令和4～6年度連続赤字の医療機関
- ③ 令和5～6年度赤字かつ令和6年度に病床削減済みの医療機関
- ④ 病床数の上限は、平均赤字額の半分
- ⑤ 1医療機関当たり50床を上限
- ⑥ 都道府県最低100床分の算定額を確保

第1次配分対象は申請病床数5万3,576床に対して7,170床とわずか13%にとどまった。病床別割合では、一般病床は2万2,310床に対して4,036床（18%）、療養病床5,340床に対して750床（14%）、精神病床は1万7,256床に対して1,280床（7%）となっている。この配分枠の差は配分算定方法による差なのか、また配分先の病院についてはさらに詳しいデータを厚労省に求めていこうと考えている。第2次配分枠については、令和7年6月に第2次内示として残金の予算の128億円に他の事業の清算金を差し引いて約2,000床前後の配分枠が予想される。

予算規模から考えて配分病床数が7,000床前後と予想されたために、厚生労働大臣、福祉医療機構に対して中長期的な運転資金の要望を同時に行った。こうしたことから、令和7年4月8日付けで福祉医療機構から資金繰り改善のための優遇融資制度が発表された。

医療貸し付けとして、前年同月に比較して物価高騰による費用の増加等のために収支差額の減少や経常赤字の状況にある施設であって、職員の処遇改善に資する取り組みを行っており、経営改善報告書および病床数適正化支援事業に係る事業計画（活用意向調査）の提出を行った施設か、

地域医療構想調整会議において合意を得て地域ニーズを踏まえた再編・減床を行った施設に以下の条件が示された。

- ① 償還期限 10年以内
- ② 据置期間 5年以内
- ③ 貸付利率 1.5% 当初5年間無利子
- ④ 無担保貸付限度 直近の医業収益の2ヵ月分
- ⑤ 貸付限度枠（病院7.2億円）

こうした中、長期財源に加えて令和7年度の補正予算で令和6年度に行われた補正予算を超える財源を確保して令和8年度に行われる診療報酬改定で抜本的な改正を行えるように財務省、厚労省に働きかけていきたいと考えている。